

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エクアドル	食糧増産援助に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	520,000千円 H17.3.22まで	H16.3.23 キトで (同日)	日本側 平松弘行在エクアドル大使 エクアドル側 パトリシオ・スキランデ・ボウケ外務大臣	H17.3.24 137号
エクアドル	チンボラソ州地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との交換公文	チンボラソ州地下水開発計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両、機材及び資材並びにそれらの調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の車両、機材及び資材の操作指導に必要な役務の供与 5. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	520,000千円 H17.3.31まで	H16.8.30 キトで (同日)	日本側 平松弘行在エクアドル大使 エクアドル側 パトリシオ・スキランデ外務大臣	H17.8.30 869号
エクアドル	職業訓練改善計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との交換公文	職業訓練改善計画を実施するために必要な 1. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	809,000千円 H17.11.28まで	H16.11.29 キトで (同日)	日本側 平松弘行在エクアドル大使 エクアドル側 パトリシオ・スキランデ外務大臣	H17.5.27 330号
エクアドル	チンボラソ州地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とエクアドル共和国政府との交換公文	チンボラソ州地下水開発計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 供与済みの機材、車両及び資材の使用に関する指導に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	270,000千円 H18.3.31まで	H17.7.5 キトで (同日)	日本側 平松弘行在エクアドル大使 エクアドル側 アントニオ・バラ・ヒル外務大臣	H17.8.10 749号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エクアドル	イバラ市上水道整備計画のための の贈与に関する日本国政府とエ クアドル共和国政府との間の交 換公文	イバラ市上水道整備計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両及び機械並びにそれらの調達に必要な役務の供 与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の車両及び機械の操作指導に必要な役務の供 与 5. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	681,000千円 H18.3.31まで	H17.8.29 キトで (同日)	日本側 平松弘行在エクア ドル大使 アントニオ エクアドル側 アントニオ ・パバラ・ヒル外務大臣	H17.9.21 944号
エクアドル	エクアドル共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とエク アドル共和国政府との間の交換 公文	エクアドルの経済の構造改善努力推進及び債務問題 を含むエクアドルの経済困難緩和に寄与するため、両 政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入する ための資金を贈与すること。	500,000千円 -----	H17.8.29 キトで (同日)	日本側 平松弘行在エクア ドル大使 アントニオ エクアドル側 アントニオ ・パバラ・ヒル外務大臣	H17.9.21 950号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。